

6

日生鈴蘭台ニュータウン第2地区

協定区域	北区星和台3丁目、4丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1975年7月21日				
	面積	147,853.43 m ²		更新	1986年3月22日	更新	1996年3月22日 (有効期間を延長)	更新	2006年3月22日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1986年3月22日～2026年3月21日 (40年)					

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面は、現況地盤面の高さを超えないものとする。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は協定運営委員会の許可を受けたものなど必要最小限の変更は、認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の22第1号に該当するものは、この限りでない。
- (3) 建築物は、1区画1戸建とし、個人専用住宅とする。ただし、建築基準法施行令第130条の3及び第130条の4に該当するもので、協定運営委員会の許可を得たものは、この限りでない。
- (4) 建築物の階数は、2以下(地階を除く。)とする。
- (5) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の8以下とする。
- (6) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の4以下とする。ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは、10分の5以下とすることができる。
- (7) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。ただし、隣地との高低差が著しい場合及び隣地に水面その他これに類するものがある場合は、建築基準法施行令第135条の4の規定を適用する。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

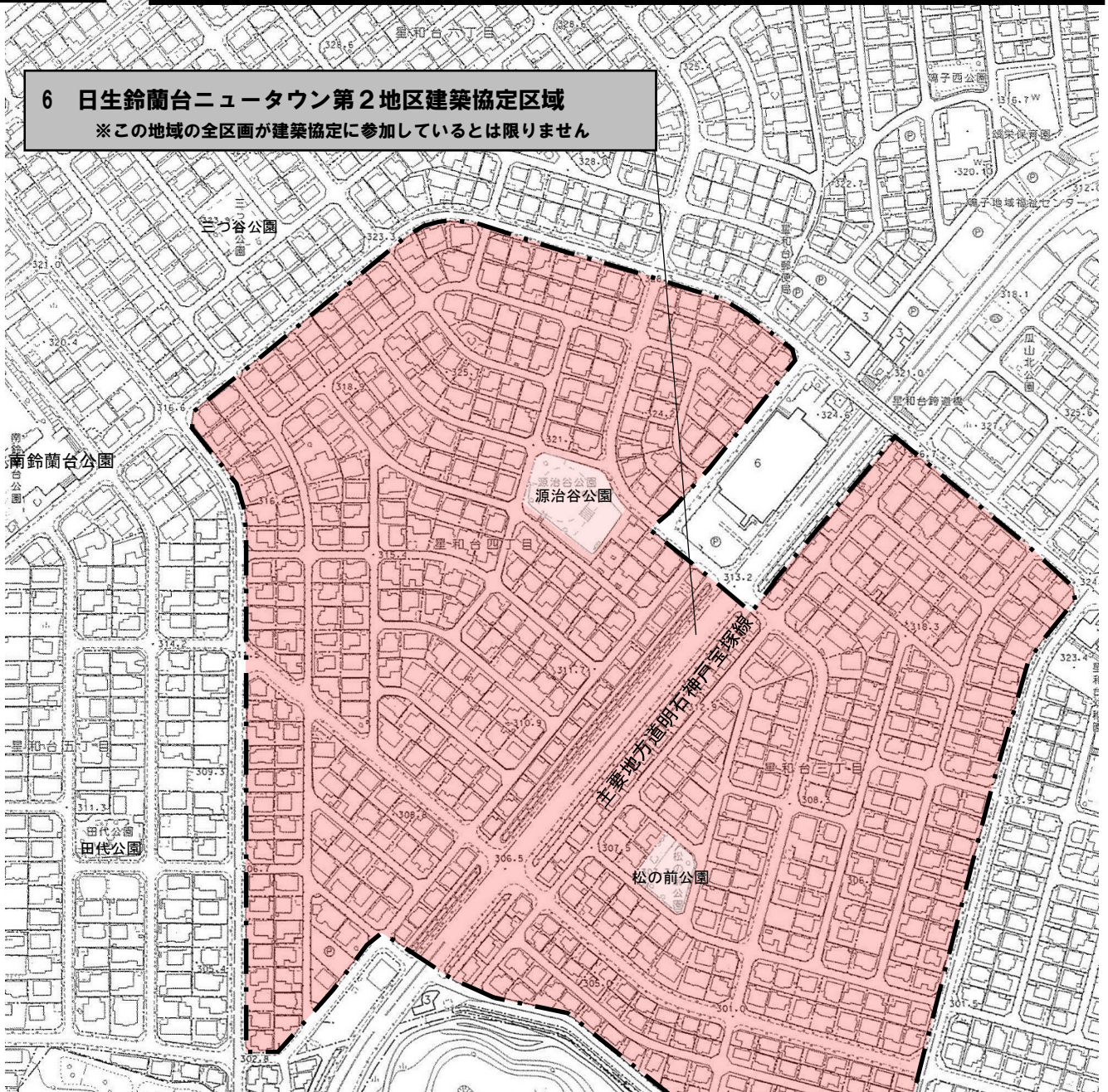
詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

6

日生鈴蘭台ニュータウン第2地区

6 日生鈴蘭台ニュータウン第2地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

